

# 「改正景品表示法」研修会

## ～事業者が講ずべき措置と課徴金制度～

**参加費無料!**

平成26年度に、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」が改正され、事業者に新たな責務が義務づけられ、悪質な違法行為に対する課徴金制度の導入も決定しました。

企業の表示等管理担当者の方を対象に、景品表示法の趣旨や改正内容等について、研修会を開催します。



**講師** 消費者庁 表示対策課職員

**定員** 各会場とも100名

表示に気をつける  
ことって何だろう？



**日程** ※裏面に案内図があります。

**11/11 (水) 横浜会場** かながわ県民センター 2階ホール  
横浜駅 徒歩5分

**11/25 (水) 厚木会場** 厚木商工会議所 501号室  
本厚木駅 徒歩10分

**各会場とも午後1時30分から午後3時10分まで**

### お申込み

横浜会場は10/23(金)・厚木会場は11/10(火)までにFAXまたは郵送で下記のとおり先へお送りください。また、インターネットからもお申込みできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/evt/p952209.html>

(あて先・問合せ先) 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2丁目24番2号

かながわ県民センター6階 神奈川県県民局暮らし県民部消費生活課

電話:045-312-1121 内線2630~2633 FAX:045-312-3506

※裏面の申込書をご利用ください。

主催:神奈川県

後援:神奈川県商工会議所連合会、横浜商工会議所(横浜会場)、厚木商工会議所(厚木会場)

# 「改正景品表示法」研修会参加申込書

FAX:  
045-312-3506

1 参加ご希望の会場(どちらかに○をしてください。)

横浜会場 ・ 厚木会場

2 氏名

\_\_\_\_\_

3 社名・団体名

\_\_\_\_\_

4 電話番号

\_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

5 メールアドレス(記入は任意です。)

\_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

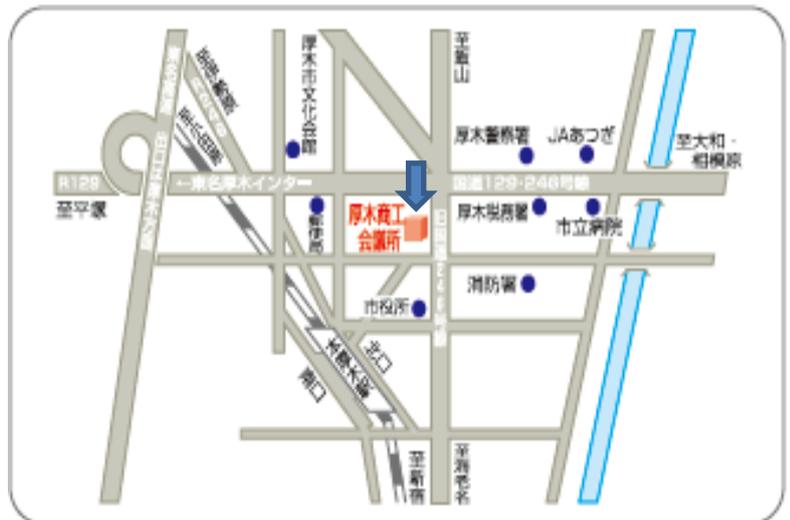
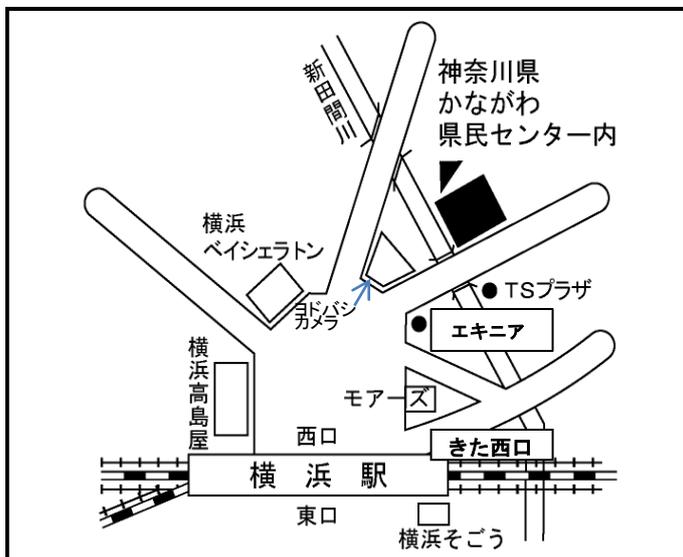
質問事項があればご記入ください。

## 案内図

①横浜会場 (午後1時30分から午後3時10分) ②厚木会場(午後1時30分から午後3時10分)

横浜市神奈川区鶴屋町2丁目24番2号  
かながわ県民センター 2階ホール  
「横浜駅」きた西口または西口より徒歩5分

厚木市栄町1丁目16番15号  
厚木商工会議所 5階 501号室 (大会議室)  
小田急線「本厚木駅」北口より徒歩10分



※ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願いします。